

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

TEL

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐 車 場 の 名 称										
2 駐 車 場 の 位 置										
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積				平方メートル				
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)				平方メートル				
	a	建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)				
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 (駐車台数 台)				
						特定自動二輪車 (駐車台数 台)				
					小計	平方メートル				
					それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 (駐車台数 台)			
							特定自動二輪車 (駐車台数 台)			
						小計	平方メートル			
						車路等の面積 (B)				平方メートル
					b	建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
									特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用									四輪車 (駐車台数 台)	
	特定自動二輪車 (駐車台数 台)									
小計	平方メートル									
それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)								
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)								
	四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 (駐車台数 台)								
		特定自動二輪車 (駐車台数 台)								
	小計	平方メートル								
	車路等の面積 (D)								平方メートル	

3 規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動 二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車 (駐車台数 台)		
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動 二輪車併用	平方メートル
						四輪車 (駐車台数 台)
特定自動二輪車 (駐車台数 台)						
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐 車場法施行令第15条の 管理による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日					
※	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業・近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 周辺地区				
※	附置義務条例の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
※	変更届での場合の増減	一般公共の用に供する部分	台	それ以外の部分	台	
前回届出日		年 月 日 (受付番号 号)				
添付図面		付近見取図(1/10000以上)、駐車場配置図(1/200以上)				

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。
※欄は記入しないこと。

《記入方法》

A 路外駐車場設置（変更）届出書

新規の届出の場合は、（変更）部分を2本線で消してください。

変更の届出の場合は、「変更」の文字をまるで囲んでください。また、変更前を黒字で記入したうえで、変更箇所を朱字で記入してください。

B （駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を行おうと意志決定できる方をいいます。駐車場の管理委託だけをされる方は、これにはあたりませんのでご注意ください。

（駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更については、届出の変更は必要ありませんので、ご注意ください。）

a：土地所有者、借地人等

b：駐車場を管理する人

- ① aが届出義務のある駐車場を設置しようとし、その管理をbに委託するケースは、駐車場管理者がaになります。
- ② aが駐車場を設置し、その運用をbに委託。そしてbの意志で届出義務のある駐車場を設置するケースは、駐車場管理者がbになります。
- ③ aが土地の運用をbに委託し、bがその運用を届出義務のある駐車場とするケースは、駐車場管理者がbになります。

例 （法人） 〒〇〇〇-〇〇〇〇
大阪市北区中之島1-3-20
中之島駐車場株式会社
代表取締役 大 阪 一 郎
TEL

1 駐車場の名称 例 中之島駐車場

2 駐車場の位置

駐車場の所在地をできるだけ住居表示で記載してください。

3-イ 駐車場の区域の面積

建築敷地の面積を記載してください。（事務所などに併設された駐車場の場合も、事務所を含めた建築敷地の面積を記入してください。）

3-ロ 駐車場の用に供する部分の面積

駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載してください。

a-(A) 建築物である部分の駐車のに供する部分の面積

車室の面積をいいます。車路等の面積は入りません。特殊装置（機械式駐車装置）の場合は、1台あたり15m²で計算します。

- ・一般公共の用に供する部分 一時預りする部分の車室の面積と台数
- ・それ以外の部分 上記以外の月極、専用駐車場の車室の面積と台数

（注1）四輪車及び特定自動二輪車併用とは、敷地内において四輪車と特定自動二輪車がそれぞれ駐車場所が区分されている状態のことをいいます。

（注2）四輪車の車室が空いている場合に、その車室に特定自動二輪車を駐車させる場合は、併用ではなく共用扱いであるため、四輪車専用欄に記載してください。

a-(B) 車路等の面積

建築物である部分の延床面積から a-(A)を除いた面積を記載してください。(管理事務所や駐車場附属建築物の面積も含まれます。)

b-(C) 建築物でない部分の駐車のに供する部分の面積

車室の面積をいいます。車路等の面積は入りません。工作物となる特殊装置（機械式駐車装置）の場合は、1台あたり15m²で計算します。

- ・一般公共の用に供する部分 一時預りする部分の車室の面積と台数
- ・それ以外の部分 上記以外の月極、専用駐車場の車室の面積と台数

(注1) 四輪車及び特定自動二輪車併用とは、敷地内において四輪車と特定自動二輪車がそれぞれ駐車場所が区分されている状態のことをいいます。

(注2) 四輪車の車室が空いている場合に、その車室に特定自動二輪車を駐車させる場合は、併用ではなく共用扱いであるため、四輪車専用欄に記載してください。

b-(D) 車路等の面積

駐車場施設部分のうち、建築物でない部分の面積から b-(C)を除いた面積を記載してください。

4 構造

イ 建築物である部分

建築物の階数、建築面積、構造上の種別（鉄筋コンクリート造、木造、耐火構造等の別）、避難階段の数を記載してください。なお、建築物の一部にある駐車場については、その旨を記載してください。

ロ 建築物でない部分

車路、駐車のに供する部分について、アスファルト舗装、砂利敷舗装等を記載してください。

5-イ 特殊の装置

a 特殊の装置の有無

「有」または「無」のいずれかを記載してください。

b 大臣認定の概要

「認定の番号」は、駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定番号を記載してください。

「特殊の装置の名称等」は、装置の名称（商品名）、製造者名等を記載してください。

5-ロ それ以外の設備

特殊の装置以外の管理事務所、料金徴収所、警報装置、消火設備、換気装置、照明装置等を記載してください。

また、大阪府福祉のまちづくり条例の適用を受ける場合は、車いす使用者が使える駐車スペースの台数（福祉仕様台数）を記載してください。

6 附帯業務のための施設

駐車施設部分で行う有料業務（例、洗車場、燃料販売、自動車修理、売店、等）を記載してください。ない場合は、「なし」と記載してください。

7 従業員概数

附帯業務を含めて、駐車場の管理に従事する人数を記載してください。

8 供用開始（予定）日

営業を開始しようとする日を記載してください。

特殊装置設置計画書

年 月 日

(あて先)

大阪市長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

TEL

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。
設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。